

令和5年度福岡市集落排水事業特別会計予算案

令和5年度福岡市の集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ519,437千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月22日提出

福岡市長 高島 宗一郎

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
(1) 農業集落排水事業収入		千円 37,867
	1. 事業収入	15,849
	2. 使用料及び手数料	1
	3. 諸収入	17
	4. 市債	22,000
(2) 漁業集落排水事業収入		46,294
	1. 事業収入	21,266
	2. 使用料及び手数料	1
	3. 諸収入	27
	4. 市債	25,000
(3) 繰入金		435,276
	1. 一般会計繰入金	435,276
歳入合計		519,437

歲 出

款	項	金 額
(1) 農 業 集 落 排 水 事 業 費		千円 91,746
	1. 事 業 費	91,746
(2) 漁 業 集 落 排 水 事 業 費		165,404
	1. 事 業 費	165,404
(3) 公 債 費		262,087
	1. 公 債 費	262,087
(4) 予 備 費		200
	1. 予 備 費	200
歲 出 合 計		519,437

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	千円 22,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。</p> <p>起債時期は令和5年度とする。</p> <p>ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。</p>	<p>9.0以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に元金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。</p> <p>なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。</p>
漁業集落排水事業費	25,000			